

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.18

最近の規制動向（2026 年 7 月～8 月初旬）

=====

《index》

1. EU 銀行セクターの競争力強化に向けた欧州委員会の方針
 2. 英国における銀行資本枠組みの見直しの方向性
 3. 英国 FCA による包括的な暗号資産規制の最終化
 4. お問い合わせ先
- =====

1. EU 銀行セクターの競争力強化に向けた欧州委員会の方針

欧州委員会は 2026 年 7 月、EU 銀行セクターの競争力に関するコミュニケーション文書を採択した。これは、EU 銀行セクターの競争力を巡る主要な課題を特定するとともに、それらに対処し、銀行分野の単一市場を強化するための今後の政策方針を示したものである。

欧州委員会は、世界金融危機後の規制改革によって、EU 銀行は全体として十分な自己資本と流動性を備え、収益性やレジリエンスも改善したと評価している。その一方で、EU 銀行セクターの競争力を阻害する主な課題として、①銀行市場が依然として加盟国ごとに分断されていること、②バーゼル III 基準等の国際基準を EU の規制枠組みに導入する際に EU 固有の事情が必ずしも十分に反映されていないこと、③EU の規制枠組みの一部は過度に複雑であり負担が大きいこと、といった 3 点を挙げている。

こうした課題を踏まえ、欧州委員会は、今後の政策方針を示している。第一に、国境を超えた銀行業務に対する健全性規制および非健全性規制の障壁に対処し、市場統合を促進する。第二に、EU 銀行セクター固有の

特徴を考慮し、比例性を確保しつつ国際基準を実施する。第三に、銀行規制枠組み（ミクロプルーデンス規制、マクロプルーデンス規制、破綻処理規制、および報告・開示要件を含む）を簡素化する。

欧州委員会は、本文書で示した方針について、2026 年 9 月 17 日まで意見を募集している。寄せられた意見も踏まえ、2027 年第 1 四半期に銀行規制枠組みの見直しに関する立法提案を行う予定である。今回の一連の改革が実現した場合、EU 域内の銀行に対して幅広い影響を及ぼす可能性がある。金融機関においては、現時点で示されている改革の方向性を把握するとともに、正式な政策パッケージの公表を見据え、自社への潜在的な影響を評価することが重要になるだろう。

2. 英国における銀行資本枠組みの見直しの方向性

英国の金融安定政策委員会（FPC）は 2026 年 7 月、「金融安定フォーカス：銀行の自己資本枠組み」と題する文書を公表した。この文書は、同月に公表された金融安定報告書を補完するものであり、英国の銀行資本枠組みについて検討している見直しの方向性を示している。

本文書は、まず、英国の銀行システム全体として適切な自己資本要件の水準に関する評価を再確認している。FPC は 2025 年 12 月、銀行システム全体の Tier1 資本要件の水準を評価するベンチマークについて、リスクアセット（RWA）の約 13%が適切であると評価し、従来の約 14%から引き下げた。今回の文書では、その後の意見募集の結果を踏まえ、約 13%が適切であるとの評価を維持している。

その上で、本文書は、①資本バッファの利用可能性、②レバレッジ比率規制枠組みの見直しについて、一連の改革の方向性を提示している。前者については、例えば、現行の枠組みにおける複数の資本バッファを統合することにより、ストレス時に解放可能であり、自動的な配当制限等が発動しない「単一のバッファ枠組み」の実現を目指す構想を示した。後者については、銀行のレバレッジ比率要件におけるカウンターシクリカル・レバレッジ・バッファ（CCLB）の撤廃等を含む見直しについて、市中協議を実施する方針を明らかにした。なお、FPC は、こうした見直しにより、対象の英国大手銀行が維持する必要があるレバレッジ比率は、全体で約 20bp 低下すると推計している。

今回示された一連の改革は、総じて英国の銀行に対する自己資本規制を大幅に緩和することを目的としたものではなく、銀行システム全体への影響は比較的小幅にとどまるとみられる。もっとも、個別銀行への影響は、各行

に適用される資本バッファー等によって異なる可能性がある。金融機関としては、今後の FPC および健全性規制機構（PRA）の市中協議等の動向を注視するとともに、自社の資本管理への影響を初期的に評価する必要があるだろう。

3. 英国 FCA による包括的な暗号資産規制の最終化

英国の金融行為規制機構（FCA）は 2026 年 6 月末に、暗号資産に関する包括的な規制制度を確立するための一連の政策文書を公表した。これは、2026 年 2 月に、「2000 年金融サービス・市場法（暗号資産）規則（2026 年）」が議会で制定されたことを受けたものである。新たな制度は 2027 年 10 月 25 日に全面施行される予定であり、一定の暗号資産関連業務を行う事象者は FCA の規制・監督の対象となる。

FCA はこれまでに、暗号資産関連事業者向けの規制制度を整備するために、4 本のディスカッションペーパーおよび 10 本の市中協議文書を通じて幅広く意見募集を行った。これらを踏まえ、FCA は今般、新制度の下で FCA の規制対象となる暗号資産関連事業者に適用される最終規則およびガイダンスを定めた。具体的には、①暗号資産の上場・開示および市場濫用制度、②ステーブルコインの発行、③規制対象となる暗号資産活動、④暗号資産関連事業者に対する健全性制度、⑤規制対象となる暗号資産関連業務に対する FCA ハンドブックの適用、といった幅広い分野を対象としている。

今回の最終規則等の公表により、英国における暗号資産規制の枠組みが概ね明確になった。なお、FCA は、分散型金融（DeFi）、分散型台帳技術（DLT）、暗号資産デリバティブなど、今回取り扱っていない追加の要素について、市中協議を通じて検討を進める方針である。英国の対象事業者においては、2027 年 10 月の新制度の施行に向けて、新たな規制要件とのギャップ分析や態勢整備を進めることが求められる。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザー リスク管理戦略センター

マネーシングディレクター

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.